

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

観光事業者支援金

コロナ禍の影響を受けている宿泊事業者、交通事業者、旅行事業者を支援します。

【内容】

新型コロナウイルス感染症により、人流が減少し、影響を著しく受けている宿泊事業者、交通事業者、旅行事業者を支援し、経済活動の回復を図る。

【ポイント】

- ① 市内に本社(本店)及び事業所を有する宿泊事業者、交通事業者、旅行事業者。
 - 宿泊事業者 旅館業法の規定により県知事の許可を受けた事業者。
ホテル、旅館、ペンション、ゲストハウス、山小屋、キャンプ場(コテージを所有している者に限る。)
 - 交通事業者 道路運送法の規定により国土交通大臣の許可を受けた事業者。
貸切バス業、タクシー業、レンタカー業(バス、自動車を保有している者に限る)
 - 旅行事業者 旅行業法の規定により観光庁長官又は県知事の旅行業の登録を受けた事業者。
ただし、旅行業者代理業を除く。
- ② 新型コロナ感染予防対策として、利用者の体温測定器、手指消毒器の感染予防対策を実施している事業者。
- ③ 令和3年6月1日以前から事業を行い、今後も事業を継続していくこと。
- ④ 令和3年8月～9月のいずれかの売上高が令和元年又は令和2年の同月と比べて、2割以上減少していること。

支給対象者		支給額
宿泊事業者	グリーン・ゾーン認証を受けた宿泊事業所であって客室が5部屋以上	500,000円
	グリーン・ゾーン認証を受けた宿泊事業所であって客室が4部屋以下	250,000円
	グリーン・ゾーン認証を受けていない宿泊事業所であって客室が5部屋以上	250,000円
	グリーン・ゾーン認証を受けていない宿泊事業所であって客室が4部屋以下	125,000円
交通事業者	車両保有台数5台以上	500,000円
	車両保有台数4台以下	250,000円
旅行事業者	雇用契約を結んでいる人数3人以上	500,000円
	雇用契約を結んでいる人数2人以下	250,000円

* 客室は、常時客室として利用している部屋数とする。

【本件に関するお問い合わせ】

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1 北杜市役所 商工・食農課 商工担当

☎0551-42-1111 FAX 0551-42-1127

メール: svokunou@city.hokuto.vamanashi.io